

能登半島地震の復旧・復興に向けて 作業員宿舎等の設置を支援します

人材確保等支援助成金 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） （作業員宿舎等経費助成）（石川県）のご案内

- **受給対象** 中小建設事業主
- **対象事業** 石川県に所在する工事現場(令和6年1月1日以降に開始したものに限る)において、①作業員宿舎、②賃貸住宅、③作業員施設の賃借を行う。(公共工事で措置されるものは対象外)
- **支給上限額** 1事業年度あたり **200万円**

① 作業員宿舎 建設労働者1人あたり25万円

事業経営の必要上設置する建設工事の附属宿舎
(主な要件)

- ・ 建設労働者2人以上が共同生活を営むことができるもの
- ・ 設置基準に該当すること

② 賃貸住宅 賃借費用の2/3（1人3万円/月を上限）

遠隔地より新たに採用するために賃借する住宅
(主な要件)

- ・ 直前の住居から賃貸住宅までの距離が60km以上であること
- ・ ハローワーク等の紹介により採用した者であること

③ 作業員施設 賃借費用の2/3

食堂、休憩室、更衣室、浴室、トイレ、シャワー室
(主な要件)

- ・ 建設工事が行われる場所に設けられ、移動が可能であること
- ・ 施設区分ごとの設置基準に該当すること

申請手続は裏面をご覧ください。 →

申請手続

助成金の支給を受けるには、

【計画届】と【支給申請書】の提出が必要です！

① 計画届の提出

賃借事業を開始しようとする日の原則2週間前までに、「計画届」と添付資料を管轄する労働局に提出してください。

(提出物)

- ・計画届（建作様式第2号の4又は5又は6）
- ・建設業許可証明書
- ・労働保険料等納入通知書の写し
- ・賃貸契約書の写し
- ・その他各区分に応じて必要な書類

② 賃借開始

※計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に届出のあったものとみなすことができるものとし、その場合、令和6年1月1日以降に開始された対象期間について遡及して適用します。

③ 賃借終了

④ 支給申請書の提出

「支給申請書」と添付資料を、管轄する労働局に提出してください。
(提出期限)

- ・作業員宿舎については、入居を開始した日から1ヶ月後もしくは賃貸借契約の日から2ヶ月後のいずれか早い方の日から起算して2ヶ月以内
- ・賃貸住宅及び作業員施設については、以下の表をご確認ください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

(提出物)

- ・支給申請書（建作様式第5号の4又は5又は6）
- ・賃借施設が基準に該当することがわかる資料
- ・建設労働者名簿等の使用する者がわかる資料
- ・その他各区分に応じて必要な書類

⑤ 助成金の支給

【詳細・お問い合わせ】

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局 お問い合わせ先

